

令和8年度

第1回君津市国民健康保険運営協議会

令和8年4月16日

諮 問

- (1) 君津市国保診療所に関する条例の一部改正について

君津市国保診療所に関する条例の一部改正について

1 改正の理由及び内容

国保松丘・笹診療所については、将来にわたる医師・看護師等の人材確保など、安定的な地域医療と診療体制を確保するため、令和7年度から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度を開始して1年が経過し、地域医療体制の見直しを図ろうと考え、近隣の医療機関及び国保小櫃診療所の休診日である木曜日に診療を行うことにより、利用者の利便性の向上と地域の安定した医療体制を確保するため、診療日及び診療時間を変更したい。

これに伴い、君津市国保診療所に関する条例（昭和55年君津市条例第24号）の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 業務日及び業務時間（第14条）

国保松丘診療所の業務日・業務時間を以下のとおり変更する。

業務日	（業務時間・変更前）	（業務時間・変更後）
月曜日	午前8時30分から正午まで 午後1時から午後5時まで	変更なし
火曜日	午前8時30分から正午まで 午後1時から午後5時まで	変更なし
水曜日	午後2時から午後7時30分まで	午後2時から <u>午後5時まで</u>
木曜日	午前8時30分から午後2時まで ※午後休診	午前8時30分から <u>正午まで</u> <u>午後1時から午後7時30分まで</u>
金曜日	午前8時30分から正午まで 午後1時から午後5時まで	午前8時30分から <u>午後2時まで</u> ※午後休診
土・日曜日	休診	変更なし

3 施行期日

令和8年9月1日

4 その他

(1) 国保松丘診療所の業務日・業務時間変更に係る今後の予定

令和8年 4月 条例改正案を国保運営協議会へ諮問

6月 第2回定例会

7月 自治会回覧、ホームページ等で周知

9月 業務日及び業務時間の変更

君津市国保診療所に関する条例新旧対照表

改正案			現 行		
<p>(業務日及び業務時間)</p> <p>第12条 診療所の業務日及び業務時間は、次の表のとおりとする。 ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）は、業務日としない。</p>			<p>(業務日及び業務時間)</p> <p>第12条 診療所の業務日及び業務時間は、次の表のとおりとする。 ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）は、業務日としない。</p>		
診療所	業務日	業務時間	診療所	業務日	業務時間
国保小櫃診療所	月曜日	午前8時30分から正午まで	国保小櫃診療所	月曜日	午前8時30分から正午まで
	火曜日	午後1時から午後5時まで		火曜日	午後1時から午後5時まで
	金曜日			金曜日	
	水曜日	午前8時30分から正午まで 午後1時から午後7時30分まで		水曜日	午前8時30分から正午まで 午後1時から午後7時30分まで
	木曜日	午前8時30分から午後2時まで		木曜日	午前8時30分から午後2時まで
国保松丘診療所	月曜日	午前8時30分から正午まで	国保松丘診療所	月曜日	午前8時30分から正午まで
	火曜日	午後1時から午後5時まで		火曜日	午後1時から午後5時まで
	水曜日	午後2時から午後5時まで		水曜日	午後2時から午後7時30分まで
	木曜日	午前8時30分から正午まで 午後1時から午後7時30分まで		木曜日	午前8時30分から午後2時まで
	金曜日	午前8時30分から午後2時まで	国保笹診療所	水曜日	午前8時30分から正午まで

		で	
国保笹診療所	水曜日	午前8時30分から正午まで	
2 省略			2 省略